

議案第21号

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表生涯学習審議会の委員の項の次に次のように加える。

コミュニティ・スクール協議会の委員	日額 2,000円	一般職の職員
-------------------	-----------	--------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5で定める学校運営協議会として位置付けられる、コミュニティ・スクール協議会の委員の報酬を定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）			本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
生涯学習審議会の委員	(略)	(略)	生涯学習審議会の委員	(略)	(略)
<u>コミュニティ・スクール協議会の委員</u>	日額 2,000円	<u>一般職の職員</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)